

千葉市日本語指導通級教室実施要領

1 開設の目的

千葉市立の中学校に在籍している日本語指導の必要な生徒に対して、日本語で授業に無理なく参加できる力を育成するために設置する。

2 入級できる生徒

- (1) 千葉市立中学校に在籍する生徒。
- (2) 教育委員会が、学習言語としての日本語指導を必要と認めた生徒。
- (3) 通級を希望し、保護者の同意を得た生徒。
- (4) 日本語指導通級教室に通学するに当たり、徒歩による通学距離が概ね片道4キロメートル以内の者又は、交通機関の利用による通学時間が1時間以内の者であって、自力通学ができる生徒。

3 通学の手段

日本語指導通級教室への通学は徒歩または公共交通機関であることを原則とするが、学校長は自転車を使用した通学が特に必要と認めた生徒に関して、別紙1「日本語指導通級教室への自転車通級許可基準」を参考にして、自転車通級を許可することができる。

4 指導場所、指導日時

- (1) 千葉市日本語指導通級教室（真砂通級教室）は、千葉市美浜区真砂5丁目18番1号に置く。
- (2) 千葉市日本語指導通級教室（千城台東通級教室）は、千葉市若葉区千城台東1丁目15番1号に置く。
- (3) 千葉市日本語指導通級教室（真砂通級教室サテライト教室）は、千葉市花見川区花園4丁目1番1号に置く。
- (4) 開室時間は午後2時から午後6時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合には、開室日時を変更することができる。
- (5) 真砂通級教室サテライト教室については、週1～2日の開室とする。

5 指導及び活動内容

- (1) 当該生徒の学習言語の習熟度に応じた日本語学習プログラムにより個別指導または、グループ指導を行う。
- (2) 国語、社会、算数・数学、理科、英語等、語彙指導、日本語力チェック、文型学習、音読練習、漢字練習、基本の日本語表現練習、理科・社会などの漢字語彙を中心とした教科理解、教科書読解練習、定期試験の復習、夏休みの宿題チェック、入試作文のチェック、コンピュータの操作方法等、教科学習への援助を行う。

6 日本語指導通級教室の1週間の流れ（真砂教室の例）

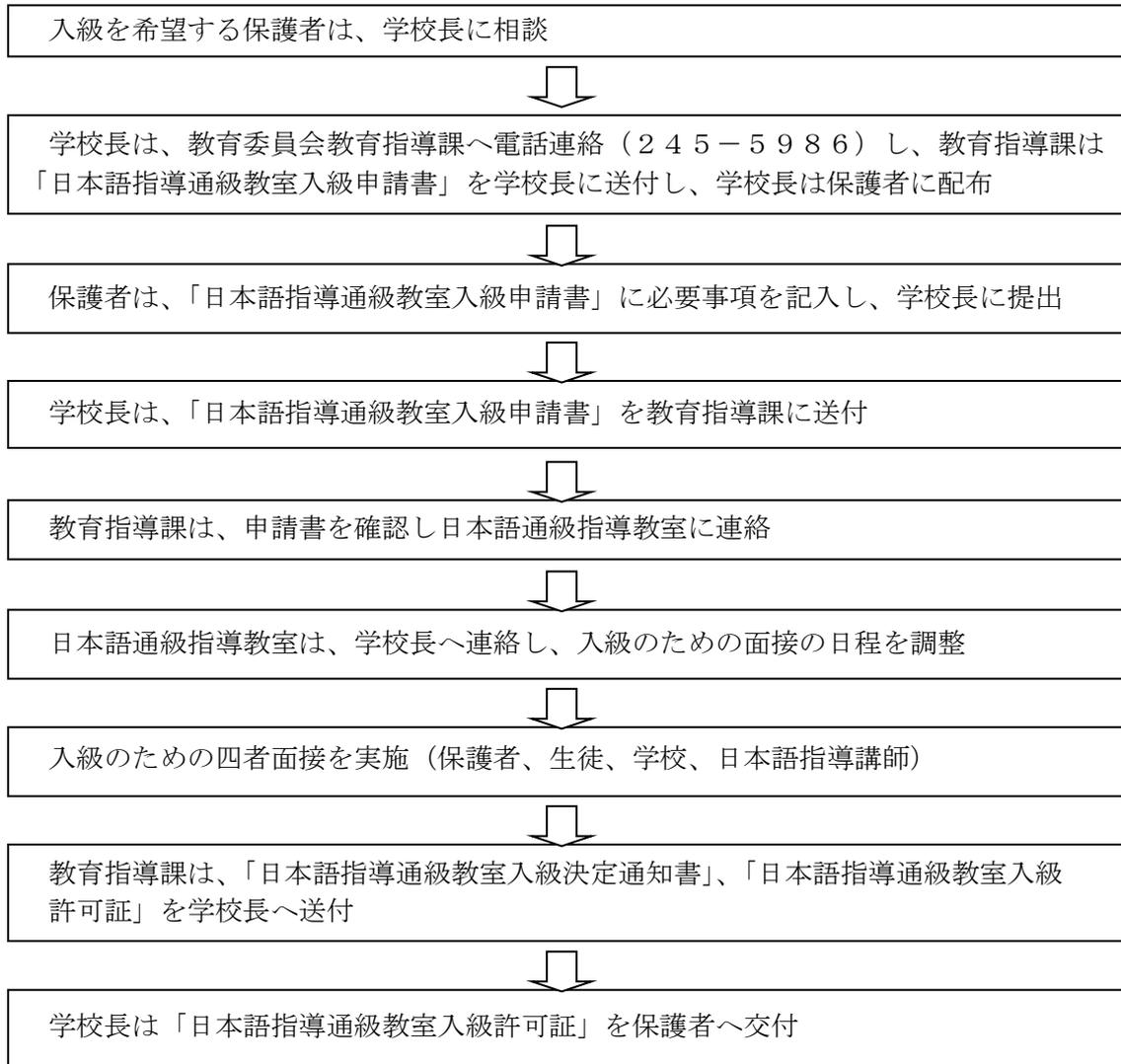
時限	時程	月			火			水			木			金		
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
1	14:00～ (10) 15:50	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29
2	16:10～ (10) 18:00	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30

※A,B,Cは日本語指導講師を表す。

※上記の1週間の流れは、30人を対象とした例である。

7 入級申請の手続き

学校長は、日本語指導を必要とする生徒の在籍を確認し、希望する保護者からの相談に応じ、指導の必要性などを判断し、教育委員会教育指導課に入級申請を行う。



※「入級許可証」が保護者の手元に届くのに日数を要するため、入級決定の前に必要に応じて教科指導を開始することができる。

8 指導の終了

教育委員会は、通級生徒の指導計画が終了した時点で、日本語指導講師から生徒の状況を把握し、指導の終了を決定する。

9 その他

日本語指導通級教室の通級及び活動中における生徒の災害は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度を適用する。

10 施行

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

11 附則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。